

# 議 案 概 要

〈令和 6 年第 4 回定例会〉

【最終日追加提案】

向 日 市

|        |     |
|--------|-----|
| 議案件数   | 2 件 |
| 条例案件   | 1 件 |
| 補正予算案件 | 1 件 |

|           |                                |   |
|-----------|--------------------------------|---|
| 議案第 6 4 号 | 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について-----  | 1 |
| 議案第 6 5 号 | 令和 6 年度向日市一般会計補正予算（第 6 号）----- | 3 |

## 議案第 6 4 号 向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔総務部人事課〕

### 〔改正の趣旨〕

人事院勧告に準じ、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに市長等の期末手当の支給月数の改定を行うため、「向日市職員の給与に関する条例」、「向日市長及び副市長の給与に関する条例」及び「向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の一部を改正するもの

### 〔改正の内容〕

#### 第 1 条関係（向日市職員の給与に関する条例）

##### （1）給料表の改定

令和 6 年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

##### （2）期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

##### 【一般職】

令和 6 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ 0.05 月引き上げるもの

|      | 6 月     | 12 月           | 合 計          |
|------|---------|----------------|--------------|
| 期末手当 | 1.225 月 | <b>1.275 月</b> | <b>2.5 月</b> |
| 現行   | 1.225 月 | 1.225 月        | 2.45 月       |
| 勤勉手当 | 1.025 月 | <b>1.075 月</b> | <b>2.1 月</b> |
| 現行   | 1.025 月 | 1.025 月        | 2.05 月       |
| 合 計  | 2.25 月  | <b>2.35 月</b>  | <b>4.6 月</b> |
| 現行   | 2.25 月  | 2.25 月         | 4.5 月        |

##### 【再任用職員】

令和 6 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ 0.025 月引き上げるもの

|      | 6 月      | 12 月            | 合 計          |
|------|----------|-----------------|--------------|
| 期末手当 | 0.6875 月 | <b>0.7125 月</b> | <b>1.4 月</b> |
| 現行   | 0.6875 月 | 0.6875 月        | 1.375 月      |
| 勤勉手当 | 0.4875 月 | <b>0.5125 月</b> | <b>1.0 月</b> |
| 現行   | 0.4875 月 | 0.4875 月        | 0.975 月      |
| 合 計  | 1.175 月  | <b>1.225 月</b>  | <b>2.4 月</b> |
| 現行   | 1.175 月  | 1.175 月         | 2.35 月       |

第2条関係（向日市職員の給与に関する条例）

(1) 勤勉手当の支給月数の改定

令和7年度以降の6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

【一般職】

|      | 6月    | 12月   | 合 計  |
|------|-------|-------|------|
| 期末手当 | 1.25月 | 1.25月 | 2.5月 |
| 勤勉手当 | 1.05月 | 1.05月 | 2.1月 |
| 合 計  | 2.3月  | 2.3月  | 4.6月 |

【再任用職員】

|      | 6月   | 12月  | 合 計  |
|------|------|------|------|
| 期末手当 | 0.7月 | 0.7月 | 1.4月 |
| 勤勉手当 | 0.5月 | 0.5月 | 1.0月 |
| 合 計  | 1.2月 | 1.2月 | 2.4月 |

第3条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和6年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

|      | 6月   | 12月   | 合 計   |
|------|------|-------|-------|
| 期末手当 | 1.7月 | 1.75月 | 3.45月 |
| 現行   | 1.7月 | 1.7月  | 3.4月  |

第4条関係（向日市長及び副市長の給与に関する条例）

期末手当の支給月数の改定

令和7年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分するもの

|       | 6月     | 12月    | 合 計   |
|-------|--------|--------|-------|
| 6年度   | 1.7月   | 1.75月  | 3.45月 |
| 7年度以降 | 1.725月 | 1.725月 | 3.45月 |

第5条関係（向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例）

(1) 特定任期付職員給料表の改定

令和6年度の給料月額を国の人事院勧告に準じ引き上げるもの

(2) 特定任期付職員に係る期末手当の支給月数の改定

令和6年12月の支給月数を、0.05月引き上げるもの

|      | 6月   | 12月   | 合 計   |
|------|------|-------|-------|
| 期末手当 | 1.7月 | 1.75月 | 3.45月 |
| 現行   | 1.7月 | 1.7月  | 3.40月 |

〔施行期日〕

第1条、第3条及び第5条関係

公布の日（第1条及び第5条については令和6年4月1日から、第3条については令和6年12月1日から遡及適用）

第2条及び第4条関係

令和7年4月1日

**議案第65号 令和6年度向日市一般会計補正予算について（第6号）**

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

|       |              |
|-------|--------------|
| 補正前の額 | 25,343,529千円 |
| 補 正 額 | 200,000千円    |
| 補正後の額 | 25,543,529千円 |

歳出の補正内容

（給与条例等の一部改正等に伴う人件費）

常勤職員等一般管理費等に1億5,486万円を増額計上

会計年度任用職員 職員人事研修費等に4,514万円を増額計上